

水道水質検査結果(備南水道企業団)

検査機関: 倉敷市水道局水質試験センター

令和7年11月実施

| 浄水場 | 酒津浄水場 | 酒津浄水場 | 酒津浄水場 | 酒津浄水場 | 採水地点へ水道水を送っている浄水場です。 |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|
| 採水地点 | 第1配水池 (酒津) | 第2配水池 (黒崎) | 第4配水池 (向山) | 第5配水池 (早島) | 水道水の採水を行っている地点です。 |
| 採水年月日 | 令和7年11月4日 | 令和7年11月4日 | 令和7年11月4日 | 令和7年11月4日 | 採水日です。 |
| 水温 | 17.0 | 17.0 | 14.0 | 19.2 | 採水時の水温です。 |
| 残留塩素 | 0.48 | 0.40 | 0.42 | 0.40 | 給水管で、 0.1mg/L以上であること。 |
| 水質基準項目(51項目) | | | | | 水質基準値 |
| 一般細菌 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1mlの検水で形成される 集落数が100以下であること。 |
| 大腸菌 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 検出されないと。 (陰性であること。) |
| カドミウム及びその化合物 | | | | | カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | | | | | 水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下であること。 |
| セレン及びその化合物 | | | | | セレンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | | | | | 鉛の量に関して、 0.01mg/L以下であること。 |
| ひ素及びその化合物 | | | | | ひ素の量に関して、 0.01mg/L以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | | | | | 六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下であること。 |
| 亜硝酸態窒素 | | | | | 0.04mg/L以下であること。 |
| シアノ化物イオン及び塩化シアノ | | | | | シアノの量に関して、 0.01mg/L以下であること。 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | | | | | 10mg/L以下であること。 |
| フッ素及びその化合物 | | | | | フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下であること。 |
| ホウ素及びその化合物 | | | | | ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下であること。 |
| 四塩化炭素 | | | | | 0.002mg/L以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | | | | | 0.05mg/L以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン | | | | | 0.04mg/L以下であること。 |
| ジクロロメタン | | | | | 0.02mg/L以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | | | | | 0.01mg/L以下であること。 |
| トリクロロエチレン | | | | | 0.01mg/L以下であること。 |
| ベンゼン | | | | | 0.01mg/L以下であること。 |
| 塩素酸 | | | | | 0.6mg/L以下であること。 |
| クロロ酢酸 | | | | | 0.02mg/L以下であること。 |
| クロロホルム | | | | | 0.06mg/L以下であること。 |
| ジクロロ酢酸 | | | | | 0.03mg/L以下であること。 |
| ジブロモクロロメタン | | | | | 0.1mg/L以下であること。 |
| 臭素酸 | | | | | 0.01mg/L以下であること。 |
| 総トリハロメタン | | | | | 0.1mg/L以下であること。 |
| トリクロロ酢酸 | | | | | 0.03mg/L以下であること。 |
| プロモジクロロメタン | | | | | 0.03mg/L以下であること。 |
| プロモホルム | | | | | 0.09mg/L以下であること。 |
| ホルムアルデヒド | | | | | 0.08mg/L以下であること。 |
| 亜鉛及びその化合物 | | | | | 亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下であること。 |
| アルミニウム及びその化合物 | | | | | アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下であること。 |
| 鉄及びその化合物 | | | | | 鉄の量に関して、 0.3mg/L以下であること。 |
| 銅及びその化合物 | | | | | 銅の量に関して、 1.0mg/L以下であること。 |
| ナトリウム及びその化合物 | | | | | ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下であること。 |
| マンガン及びその化合物 | | | | | マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下であること。 |
| 塩化物イオン | 6 | 6 | 6 | 6 | 200mg/L以下であること。 |
| カルシウム、マグネシウム等(硬度) | | | | | 300mg/L以下であること。 |
| 蒸発残留物 | | | | | 500mg/L以下であること。 |
| 陰イオン界面活性剤 | | | | | 0.2mg/L以下であること。 |
| ジェオスミン | | | | | 0.00001mg/L以下であること。 |
| 2-メチルイソポルネオール | | | | | 0.00001mg/L以下であること。 |
| 非イオン界面活性剤 | | | | | 0.02mg/L以下であること。 |
| フェノール類 | | | | | フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下であること。 |
| 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 3mg/L以下であること。 |
| pH値 | 7.1 | 7.1 | 7.1 | 7.1 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 味 | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常でないこと。 |
| 臭気 | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常を認めない | 異常でないこと。 |
| 色度 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | 5度以下であること。 |
| 濁度 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 2度以下であること。 |
| 判定 | 水質基準に適合する | 水質基準に適合する | 水質基準に適合する | 水質基準に適合する | |